

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

1 採用者数及び退職者数について（平成29年度）

区 分		採用者数（人）			
		競争試験	選考	再任用	計
管理者部局	一般行政職	5	0	1	6
消 防	消 防 職	7	0	5	12
水 道	公営企業職	2	0	0	2
病 院	医 師	0	4	0	4
	看護保健職	0	4	0	4
	企業行政職	1	1	1	3
計		15	9	7	31

区 分		退職者数（人）				
		定年退職	勸奨退職	再任用満了	その他	計
管理者部局	一般行政職	0	0	1	0	1
消 防	消 防 職	4	0	5	0	9
水 道	公営企業職	2	0	0	0	2
病 院	医 師	0	0	0	4	4
	看護保健職	1	0	1	4	6
	企業行政職	0	0	0	0	0
	技能労務職	1	0	0	0	1
計		8	0	7	8	23

2 部門別職員数について（4月1日現在）

部 門	区 分	職員数（人）		増減	
		平成29年	平成30年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	1	1	0
		総 務	15	15	0
		民 生	3	3	0
		衛 生	28	28	0
		計	47	47	0

	教育部門	1	1	0
	消防部門	231	232	1
	小 計	279	280	1
公営企業等 会計部門	病 院	213	210	△3
	水 道	52	51	△1
	小 計	265	261	△4
合 計		544	541	△3

## 第2 職員の人事評価の状況

地方公務員法の一部改正に伴い、当組合においても人事評価実施規程を策定し、平成28年度から人事評価制度を実施しています。人事評価の結果に基づき、職員の人材育成や任用等に活用し、職員の勤務意欲の向上、公務の効率的で円滑な運営、住民サービスの向上に努めています。

## 第3 職員の給与の状況

### 1 職員の平均年齢、平均給与月額について

職種		平成29年4月1日現在		平成30年4月1日現在			
		平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額		
					給料	諸手当	
管理者 部局	一般行政職	42.3歳	378,055円	42.3歳	383,203円	316,942円	66,261円
消 防	消 防 職	38.1歳	393,607円	38.3歳	399,250円	308,019円	91,231円
水 道	公営企業職	43.4歳	394,162円	42.9歳	384,956円	321,639円	63,317円
病 院	医 師	46.3歳	1,288,645円	49.5歳	1,365,521円	637,552円	727,969円
	医療技術職	40.9歳	411,377円	43.5歳	437,197円	341,931円	95,266円
	看護保健職	43.5歳	416,599円	43.5歳	431,231円	345,597円	85,634円
	企業行政職	37.8歳	350,718円	37.8歳	362,914円	299,003円	63,911円
	技能労務職	51.0歳	399,964円	50.6歳	408,098円	366,748円	41,350円

### 2 平成30年度中の人件費削減方策（※医師を除く）

給料		手当
次の割合を乗じた額を減額		給料月額を基礎として算出する手当については減額後の額を基礎として算出
・6級以上の職員（管理職）	1/100	
・その他の職員	なし	

#### 第4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### 1 勤務時間の状況について（平成30年4月1日現在）

開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息
8:30	17:15	12:00～13:00	無

※消防、病院は上記以外の勤務時間の割り振りによります。

##### 2 年次休暇の状況について（平成29年1月1日～平成29年12月31日）

	平均使用日数（日）	消化率（%）
管理者部局	9.2	23.2
消 防	9.1	22.8
水 道	13.4	34.1
病 院	12.6	31.5

#### 第5 職員の休業の状況

##### 1 育児休業及び部分休業の状況（平成29年度）

	男性職員	女性職員	計
育児休業取得者数	0	11	11
部分休業取得者数	0	0	0
合計	0	11	11

##### 2 自己啓発等休業の状況（平成29年度）

	男性職員	女性職員	計
取得者数	0	0	0

#### 第6 職員の分限及び懲戒処分状況の状況

##### 1 職員の分限処分の状況について（平成29年度）

	降任	免職	休職	降給	合計
管理者部局	0	0	1	0	1
消防	0	0	1	0	1
水道	0	0	0	0	0
病院	0	0	2	0	2
合計	0	0	4	0	4

## 2 職員の懲戒処分の状況について（平成29年度）

	戒告	減給	停職	免職	合計
管理者部局	0	0	0	0	0
消防	0	0	0	0	0
水道	0	0	0	0	0
病院	0	0	0	0	0

## 第7 職員のサービスの状況

サービスとは、職員が勤務するにあたっての在り方（規律）をいいます。サービスの根本基準については、地方公務員法第30条において「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定されています。職員には、地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務があります。

- ・法令などや上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為などの禁止
- ・営利企業などの従事制限

## 第8 職員の退職管理の状況

地方公務員の適正な退職管理を確保するため、地方公務員法が一部改正され、元職員による現職員への働きかけの規制が義務付けられました。当組合においても、条例を制定し、再就職した元職員に再就職状況の届出を義務付けるなどの措置を講じました。

## 第9 職員の研修の状況（平成29年度）

「人材育成基本方針」を策定し、職員の育成に努めています。

職員研修では、新規採用職員研修、初級職員研修、中級職員研修、係長研修の内部研修のほか、千葉県自治研修センターの外部研修機関による研修を行っています。

## 第10 職員の福祉及び利益の保護の状況（平成29年度）

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、総括安全衛生管理者、産業医、安全管理者等の選任及び安全衛生委員会などの運営を行っています。さらに、事業者責任として、職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見のため、定期健康診断を毎年実施しています。また、ストレスチェック制度を実施し、職員のメンタル不調を未然に防ぐよう努めています。

1 公務災害発生件数の状況（平成29年度）

公務災害	通勤災害
2 件	0 件

2 地方公務員等共済組合法による共済制度（平成30年4月1日現在）

千葉県市町村職員共済組合 加入者数 541 人

3 千葉県市町村職員互助会

地方公共団体が共同して職員のために実施する厚生制度に併せて、会員の相互共済により福祉増進の事業等を行っています。

※当該互助会の事業・運営等の詳細は下記リンク先の「互助会だより」を御覧ください。

[http://www.c-scskyousai.or.jp/member/07\\_dayori/701.html](http://www.c-scskyousai.or.jp/member/07_dayori/701.html)

第11 職員の競争試験の状況

1 職員採用試験の状況（平成29年度実施）

職 種	応募者数	受験者数	採用者数 (H30.4.1)
一般行政職	25 名	19 名	4 名
消防職	24 名	23 名	4 名
土木職	2 名	2 名	1 名
看護師	3 名	3 名	9 名

第12 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況	0 件
(2) 不利益処分に関する審査請求の状況	0 件